

答 申 書  
( 答 申 第 246 号 )  
平成 29 年 6 月 27 日

---

1 審査会の結論

審査請求人に対する微罪処分事件に係る文書に記録されている個人情報を北海道個人情報保護条例第45条第2号により適用除外としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨  
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、次のとおりである。

- 1 2014年10月5日に私が札幌方面〇〇〇警察署に提出した暴行事件に関する被害届
- 2 同年10月6日に私が「1」を取り下げを記して同署に提出した書類
- 3 この事件のもう一方の当事者である〇〇〇氏がこの事件について述べたことを記して同署に提出した書類
- 4 この事件についての調書などの資料
- 5 同年11月10日付で同署から札幌地方検察庁に送られた微罪処分事件報告書

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、平成28年6月30日付け道本捜1（強）第32号で個人情報非開示決定通知処分（以下「本件非開示処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は本件非開示処分について、本件文書は微罪処分とされた文書であり、刑事訴訟法（昭和23年法律131号。以下「刑訴法」という。）第53条第2項に規定する訴訟に関する書類及び押収物ではないとして、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第14条により開示されるべきとしていることから、本件非開示処分の妥当性について判断する。

(3) 条例第45条第2号の該当性について

ア 実施機関は、請求に係る個人情報は刑訴法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報であり、条例第45条第2号の規定により条例第2章第2節から第5節までの規定の適用除外となるため非開示とした旨主張する。

イ 刑事訴訟に関する書類及び押収物については、① 刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されるものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、② 刑訴法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法第53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑訴法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③ これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の適用除外とされている（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」250頁）。

「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」についても、行政機関の保有する個人情報

の保護に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号。以下「整備法」という。）において、情報公開法における場合と同様の趣旨から、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関等個人情報保護法」という。）に基づく開示の規定を適用除外とする措置が講じられている。

条例は、整備法において行政機関等個人情報保護法の規定が適用されないこととされた刑訴法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」については、第45条において第2節から第5節まで適用除外としたものである。

また、刑訴法第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、同法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類を表し、書類の性質・内容如何を問わず、意思表示的書類・報告的書類はもとより、手続関係書類・証拠書類も含まれると解される。

ウ そこで、審査会として、本件文書が「訴訟に関する書類」に該当するかを判断すると、本件文書は請求人が被害者となった暴行被疑事件の捜査の過程で作成・取得した、①被害届、②被害者の申立書、③被疑者の供述書、④報告書、身柄請書及び照会記録、⑤微罪処分事件報告書の控えであり、刑事司法手続の一環である捜査の過程において作成・取得されるものであるから「訴訟に関する書類」に該当するものである。

次に、微罪処分となった文書が適用除外規定の範囲外となるかについてであるが、微罪処分とは、捜査した事件について、犯罪事実が極めて軽微であり、かつ、検察官から送致の手続をとる必要がないとあらかじめ指定されたものについて、刑訴法第246条ただし書の規定による送致手続の特例として、検察官に送致せずに警察限りの措置をとることをいう。

しかし、微罪処分となった事件であっても、本件文書は捜査過程において作成・取得した文書であることは変わらず、「訴訟に関する書類」という性質を失うものではない。

したがって、本件文書は条例45条2号の適用除外規定に該当すると判断できるため、請求人の主張は、採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成29年1月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 諮問書の受理（諮問番号547）</li><li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報非開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦対象公文書の写し）の提出</li></ul>
平成29年2月7日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託</li></ul>
平成29年2月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 審査請求人から意見書の提出</li></ul>
平成29年3月13日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 審査請求人の意見陳述</li><li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li><li>○ 審議</li></ul>
平成29年5月16日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 答申案骨子審議</li></ul>
平成29年6月19日 （第90回審査会）	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 答申案審議</li></ul>
平成29年6月27日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 答申</li></ul>